

議 第 3 号

年収の壁に関する十分な議論と地方財政
への配慮を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

いわゆる「年収の壁」は、所得税等が発生するボーダーラインであり、手取り収入の減少を懸念する、パート等の短時間労働者の働き控えにつながっており、中小企業を中心とした人手不足が深刻となる中、所得税に関する年収の壁である「103 万円の壁」等の見直しが課題となっている。

また、103 万円は、年収がこの額を上回る労働者にとって、課税額を算定する上での基礎的な控除額でもあることから、国においては、控除額の引上げによって労働者の手取り収入を増やすため、103 万円の壁の見直しに向けた議論が進められている。

こうした中、地方においては、所得税等の基礎的な控除額の引上げが行われた場合の地方税収の減少が、財政の悪化、行政サービスの低下等を招くといった懸念の声が上がっており、103 万円の壁の見直しに当たっては、地方財政に対する十分な配慮が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、年収の壁に関する議論に当たり、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 103 万円の壁を見直す場合は、中小企業をはじめとした人手不足の解消、労働者の手取り収入の増加等に資するよう、所得税に関する基礎的な控除額の在り方等についての十分な議論を行うこと。
- 2 所得税等の基礎的な控除額の引上げを行う場合は、国による恒久財源による補填を行うなど、臨時的な財源の確保に頼ることなく、地方自治の推進に必要な不可欠な地方財政の保持を前提とすること。